

高知県造林事業査定要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行																																				
高知県造林事業査定要領	高知県造林事業査定要領																																				
[省略]	[省略]																																				
1 [省略]	1 [省略]																																				
2 補助金額の算出	2 補助金額の算出																																				
(1) [省略]	(1) [省略]																																				
(2) 補助金額	(2) 補助金額																																				
ア 森林環境保全直接支援事業及び <u>特定機能回復事業</u> （森林緊急造成及び被害森林整備、 <u>林相転換特別対策（特定スギ人工林）</u> ）並びに特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。	ア 森林環境保全直接支援事業及び <u>特定森林再生事業</u> （森林緊急造成及び被害森林整備）並びに特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。																																				
イ <u>特定機能回復事業</u> （保全松林緊急保護整備）及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。	イ <u>特定森林再生事業</u> （保全松林緊急保護整備）及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。																																				
ウ～ケ [省略]	ウ～ケ [省略]																																				
3 [省略]	3 [省略]																																				
4 査定係数	4 査定係数																																				
(1) 査定係数は下表のとおりとする。	(1) 査定係数は下表のとおりとする。																																				
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>査定係数</th></tr><tr><td>森林環境保全 直接支援事業</td><td>[省略]</td><td>[省略]</td></tr><tr><td><u>特定機能回復事業</u> (森林緊急造成)</td><td>[省略]</td><td>[省略]</td></tr><tr><td colspan="2"><u>特定機能回復事業</u>（被害森林整備）</td><td>[省略]</td></tr><tr><td colspan="2"><u>特定機能回復事業</u>（重要インフラ施設周辺森林整備）</td><td>[省略]</td></tr><tr><td colspan="2"><u>特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））</u></td><td><u>180</u></td></tr></table>	区 分		査定係数	森林環境保全 直接支援事業	[省略]	[省略]	<u>特定機能回復事業</u> (森林緊急造成)	[省略]	[省略]	<u>特定機能回復事業</u> （被害森林整備）		[省略]	<u>特定機能回復事業</u> （重要インフラ施設周辺森林整備）		[省略]	<u>特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））</u>		<u>180</u>	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>査定係数</th></tr><tr><td>森林環境保全 直接支援事業</td><td>[省略]</td><td>[省略]</td></tr><tr><td><u>特定森林再生事業</u> (森林緊急造成)</td><td>[省略]</td><td>[省略]</td></tr><tr><td colspan="2"><u>特定森林再生事業</u>（被害森林整備）</td><td>[省略]</td></tr><tr><td colspan="2"><u>特定森林再生事業</u>（重要インフラ施設周辺森林整備）</td><td>[省略]</td></tr><tr><td colspan="2"><u>[新設]</u></td><td><u>[新設]</u></td></tr></table>	区 分		査定係数	森林環境保全 直接支援事業	[省略]	[省略]	<u>特定森林再生事業</u> (森林緊急造成)	[省略]	[省略]	<u>特定森林再生事業</u> （被害森林整備）		[省略]	<u>特定森林再生事業</u> （重要インフラ施設周辺森林整備）		[省略]	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>
区 分		査定係数																																			
森林環境保全 直接支援事業	[省略]	[省略]																																			
<u>特定機能回復事業</u> (森林緊急造成)	[省略]	[省略]																																			
<u>特定機能回復事業</u> （被害森林整備）		[省略]																																			
<u>特定機能回復事業</u> （重要インフラ施設周辺森林整備）		[省略]																																			
<u>特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））</u>		<u>180</u>																																			
区 分		査定係数																																			
森林環境保全 直接支援事業	[省略]	[省略]																																			
<u>特定森林再生事業</u> (森林緊急造成)	[省略]	[省略]																																			
<u>特定森林再生事業</u> （被害森林整備）		[省略]																																			
<u>特定森林再生事業</u> （重要インフラ施設周辺森林整備）		[省略]																																			
<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>																																			

機能回復整備事業 (特定森林造成事業)		[省略]
機能回復整備事業 (特定森林造成事業)		[省略]

5 人工造林の適用本数

別に定める種別単価表の人工造林及び一貫作業の適用本数は下表のとおりとし、1 ha当たり植栽本数が1,501本未満（樹下植栽及びコンテナ苗植栽については1 ha当たり501本未満）のものは、補助対象としない。ただし、令和6年度第1- 四半期（後期）で補助金の交付申請を行う事業については、従前の植栽本数を適用する。

本数階	適当本数
501 本 植	501～1,000 本/ha
1,001 本 植	1,001～1,500 本/ha
1,501 本 植	1,501～1,750 本/ha
1,751 本 植	1,751～2,000 本/ha
2,001 本 植	2,001～2,250 本/ha
2,251 本 植	2,251～2,500 本/ha
2,501 本 植	2,501～2,750 本/ha
2,751 本 植	2,751 本/ha 以上

5～7 [省略]

8 附則
[省略]
この要領は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度事業から適用する。

機能回復整備事業 (特定森林造成事業)		[省略]
機能回復整備事業 (特定森林造成事業)		[省略]

5 人工造林の適用本数

別に定める種別単価表の人工造林の適用本数は下表のとおりとし、1 ha当たり植栽本数が1,500本未満（樹下植栽及びコンテナ苗植栽については1 ha当たり500本未満）のものは、補助対象としない。

本数階	適当本数
1,500 本 植	1,500～1,999 本/ha
2,000 本 植	2,000～2,499 本/ha
2,500 本 植	2,500～2,999 本/ha
3,000 本 植	3,000 本/ha 以上

5～7 [省略]

8 附則
[省略]
「新設」

別表 1

造林事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
改良	不用木除去費、不良木淘汰費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（ <u>特定機能回復事業</u> に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
<u>一貫作業</u>	<u>支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費</u>
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

別表 1

造林事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
改良	不用木除去費、不良木淘汰費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（ <u>特定森林再生事業</u> に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
<u>「新設」</u>	<u>「新設」</u>
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。